

監査公表第 3 号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、産業経済部〔商工政策課（企業誘致室）、観光振興課、国際交流貿易課、農林水産振興課（有害鳥獣対策室）〕に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成26年 3 月24日

敦賀市監査委員	安 久	彰
同	橋 本	幸 夫
同	堂 前	一 幸

## 産業経済部に係る定期監査結果報告

### 1 監査の実施日

平成26年 2月12日(水)

### 2 監査の対象

産業経済部

商工政策課(企業誘致室)、観光振興課、国際交流貿易課、農林水産振興課(有害鳥獣対策室)、(以下「各課等」という。)に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

### 3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

### 4 監査の結果

補助金について、農林水産振興課が主管する補助事業の中に、成果が低い事業が見受けられた。補助金の使途を把握し、その目的が十分達成されているか確認に努められたい。

また、同課が所管する指定管理施設から出された実績報告の決算書について、収支が明確に把握できないものがあつた。

今後、収支が明確に把握できる報告書の提出がされるように、的確な指導に努められたい。

なお、各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

### 5 各課等の予算執行状況は別表1～4のとおりである。(別表省略)